

| | |
|------------------|---|
| Title | 天皇機関説事件における新聞についての一考察 |
| Sub Title | Japanese major newspapers during the dispute over "Emperor as an organ of government theory" in 1935 |
| Author | 松木, 大輔(Matsuki, Daisuke) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2021 |
| Jtitle | 慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 (Proceedings of Keio University Graduate School of Law Studies in Law and Politics). No.61 (2021.) ,p.237- 280 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069591-00000061-0237 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天皇機関説事件における新聞についての一考察

松 木 大 輔

序 章

一 新聞の報道姿勢と紙面比較

(一) 菊池らの質問演説——二月一八日

(二) 美濃部の「一身上の弁明」——二月二五日

(三) 「一身上の弁明」以降の報道

二 新聞論説の内容とその背景

(一) 美濃部排撃論

(二) 美濃部擁護論

(三) 新聞の編集方針

三 排撃派の新聞に対する工作

(一) 新聞社に対する直接的な行動

(二) 政治広告の掲載

(三) 右翼誌上の新聞批判

終 章

序章

いわゆる天皇機関説事件は、昭和一〇（一九三五）年二月、貴族院本会議において、菊池武夫が美濃部達吉らの憲法学説を糾弾し、その著書の規制を政府に要求したことに端を発するとされる。以降、陸軍・右翼・在郷軍人・政友会の一部が中心となって運動を展開し、四月には美濃部の主要著作の発禁・改訂が命じられる。八月と一〇月には政府より国体明徴声明が発出され、天皇機関説の撲滅が宣明された。

以上が天皇機関説事件の概略であるが、この事件の興味深い点として、事件発生当初は、議会・政府関係者のほとんどが「大したことなく済む」と観察していたことが挙げられる。⁽²⁾、このような憲法問題自体「毎年毎年出る」⁽³⁾定番の質問だった。⁽⁴⁾さらに、事件の端緒とされている菊池の質問も、政府高官の腐敗を批判の主眼としたもので、美濃部個人への言及も、閣僚の答弁によって引き出されたものに過ぎなかった。⁽⁵⁾確かに、美濃部の学説はかねてから右翼勢力の攻撃に晒されていたが、そのことはこの年に突如美濃部が排撃される理由にはならない。天皇機関説がにわかに政治問題化し、美濃部が排撃された背景には、何があったのだろうか。

本稿では、上記の問題意識の下、事件発生当初の新聞に注目する。言うまでもなく、マスメディアは、議題設定モデルに代表されるように、社会的問題を争点化させる機能を持つ。本事件が問題化していく過程で、新聞がいかに紙面を構成したのかを確認することは、事件激化の原因を検討するに際し、有益と考える。

しかし、現在のところ、天皇機関説事件における、新聞の報道内容やその背景を対象とした研究は、管見の限りほとんど存在しない。⁽⁶⁾新聞は美濃部に同情的だったが、事件が激化するにつれて、徐々に傍観に転じた、あるいは事件に対しては及び腰だった、という印象論が語られることはあるものの、⁽⁷⁾本格的な研究は存在しないのが実際である。

なお、わずかではあるものの、新聞が事件悪化を煽っていたとの追憶もあるが、こちらも回想にとどまっている。⁸⁾
 本稿は、このような研究史上の盲点を念頭に置きながら、昭和一〇年四月に美濃部の著作が発禁されるまでの過程で、主要紙がいかなる報道を行ったのかを明らかにし、さらに、その報道姿勢の背景、特に右翼勢力との関連を解明することを目指す。

なお、本稿においては、昭和初期の東京の有力紙であった『東京日日新聞』、『東京朝日新聞』、『読売新聞』を考察の対象とし、紙面分析では、『大阪毎日新聞』と『大阪朝日新聞』も確認した。¹⁰⁾したがって、本稿で「新聞」と述べる場合は、上記五紙の調査結果のみを前提としていることを断っておく。また、美濃部への攻撃を積極的に行った右翼紙ではなく、発行部数が多い主要紙を扱ったのは、上述の問題意識の下、より影響力が大きいであろうメディアを確認するためである。¹¹⁾

最後に、史料の引用に際して、旧仮名遣いはそのままとしたが、人名を除いて、旧漢字は新漢字に直し、踊り字は省略せずに記した。また、新聞は、『東日』、『東朝』、『読売』、『大毎』、『大朝』と略記する。

一 新聞の報道姿勢と紙面比較

本章では、昭和一〇年二月一八日の菊池武夫の質問演説から、四月九日に美濃部の著作が発禁処分となるまでの間、機関説事件が新聞紙面上でどのように扱われたのかを明らかにする。新聞の考察対象の時期を四月の発禁処分の時期までとしたのは、この処分が天皇機関説の「敗退の第一歩」と、大勢が決した区切りとされているためである。¹²⁾

(一) 菊池らの質問演説——二月一日

本節では、天皇機関説事件の発端とされる、菊池武夫らによる質問演説の内容を簡単に確認した後、新聞がその演説をいかに報じたかを明らかにする。

昭和一〇年二月一日、貴族院本会議の質問に菊池武夫が立った。質問は、網紀肅正を主眼に主に七つの論点にわたり、その内容は、国体破壊の著作の取り締まり、怪文書の横行、在滿機構改革問題、五十万円問題（床次竹二郎が奉天総領事を経由し、張学良から五〇万円を受領したとされる問題）、台湾自治制問題、馬政問題、地方官吏の網紀弛緩であった。このように、国体破壊の憲法解釈に対する攻撃は、網紀肅正に関する一連の論点の一部で、発言量を他の論点と比較しても多いものとは言えず、菊池が特にこの論点を重視していたとは言えそうにない。また、その内容も具体的な著者や著作を挙げることなく、国民思想上問題がある著作があると認めるか政府に問う程度のもので、この段階では美濃部への攻撃性は高くなかった。⁽¹³⁾

菊池が美濃部の名前を口にするのは、松田源治文相が、答弁には具体的な著者と著書の指摘を要すると答えたことに端を発する。ここで、菊池が再度登壇し、末弘藤太郎、美濃部、一木喜徳郎の著書に具体的に言及し、その内容を「緩漫ナル謀叛」「明カナル叛逆」と痛罵する。閣僚は、まず松田文相が、自身は機関説に反対であるものの、議論自体は学者に任せるべきと答弁し、後藤文夫内相は、行政処分の必要がない旨を答弁、小原直法相も、犯罪になるとは断定しかねると答弁する。閣僚の答弁を受けて、菊池は再々度演壇に登り、機関説は輸入学問であるなどと機関説の問題点を指摘し、機関説論者を「学匪」と論難する。

菊池に続いて登壇した三室戸敬光も、国定教科書の日本歴史の記述に関する質問をした後、菊池の質問に関連させて、天皇機関説が不適切な学説だと説明するよう閣僚に要求する。松田文相が相当に考慮すると答弁すると、三室戸

は満足の意を表し降壇するも、今度は、関連して井上清純が質疑に立つ。井上は、学者の西洋模倣を批判した後、機関説に関して岡田啓介首相の答弁を要求する。この後、井上と岡田の間で四度のやり取りがなされ、岡田は、機関説は支持しないが、学者に委ねるより仕方ないという答弁で防戦した¹⁴。





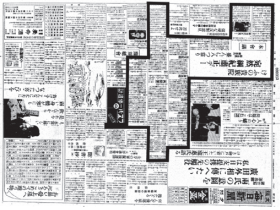
以上、菊池らの質問とそれに対する閣僚の答弁を紹介したが、以下で、上記の議事が新聞でいかに報じられたかを検討したい(表1)。

まずは、紙面全体の比較を行う。重要な帝国議会の議事は、その日の夕刊と、場合によっては翌日の朝刊に掲載された。調査対象五紙も、全てその日の夕刊に掲載され、『東日』・『読売』のみ一部の議事が翌日の朝刊にも掲載された¹⁵。菊池の議事をトップに掲げたのは『東日』のみで、他の四紙に関しては、『東朝』・『読売』・『大毎』が二番記事、『大朝』が三番記事だった。記事の大きさと位置から、相対的に『東日』の注目度が最も高いといえる。

次に、見出しを検討すると、『東日』が五段の最も大きい見出しを付け、その内容は「綱紀問題を一括し 菊池男烈火の舌鋒 貴族院・宛然肅正デー」だった。各記事のトップの見出しを比較すると、『東朝』が「綱紀思想問題と怪文書の横行 菊池男、政府に質す 貴族院本会議」(三段見出し)、『読売』が「軍の統制問題論戦 菊池男鋭く林陸相に当る」(四段)、『大朝』が「怪文書の横行と 綱紀弛緩を責む 菊池男(公正)の総まくり質問 けふの貴院本会議」(四段)、『大毎』が「けふの貴族院 宛然、綱紀肅正デー 菊池男塚本氏盛んに八つ当り」(四段)だった。ここで注目すべきは、いずれの新聞も天皇機関説問題をトップの見出しには掲げていないことである。菊池の質問の内、新聞の主要な関心は、軍紀問題と怪文書の横行にあった。

小見出しについては、『東日』が三つ目の見出しで「天皇機関説は 反逆、学匪、思想 菊池男猛追」(二段)、『読売』も三つ目の見出しで「憲法破壊の著書 政府断乎処分せよ 菊池男の追及 貴院本会議」(三段)、『大朝』は二つ目の見出しで「末弘、美濃部両博士の著書も論難 文相、法相から事情を説明」(二段)とし、新聞によっては天

表 1 菊池らの質問演説の紙面

| | 【東朝】 | 【東日】 | 【読売】 | 【大朝】 | 【大毎】 |
|--|---|---|---|--|---|
| 紙面画像 (各紙18日夕刊1面) ※貴族院本会議の記事に黒枠 ※「東日」「読売」は翌日朝刊にも記事 |  |  |  |  |  |
| 見出し① | 「網紀思想問題と怪文書の横行 菊池男、政府に質す 貴族院本会議」(3段見出し) | 「網紀問題を一括し 菊池男烈火の舌鋒 族院・宛然正チー」(5段見出し) | 「軍の統制問題論戦 菊池男鋭く林陸相に当る」(4段見出し) | 「怪文書の横行と 紀池緩を責む 菊池男(公正)の総まくり質問 けふの貴院本会議」(4段見出し) | 「けふの貴族院 宛然、網紀廉正チー塚本氏盛んに八つ当り」(4段見出し) |
| 見出し② | 「外と軍との交通 十分に取縮る 林陸相、菊池男に答ふ」(3段見出し) | 「攪乱の前例もあり 軍内外を織りに取縮る 怪文書問題・陸相明答 貴院本会議」(4段見出し) | 「頻発する怪文書に 国民の戒心を望む 怪文書問題で林陸相所信披瀝 本会議席上」(4段見出し) | 「末弘、美濃部阿博士の著書も論難 文相、法相から事情を説明」(2段見出し) | — |
| 見出し③ | — | 「天皇機関説は 叛逆“学匪”思想 菊池男猛追」(2段見出し) | 「憲法破壊の著書 菊池男の追及 貴院本会議」(3段見出し) | — | — |
| 該記事位置 | 2番記事 (トツテ：税増収の用途に関する感相の発言) | トツテ記事 | 2番記事 (トツテ：王龍恵の来日) | 3番記事 (トツテ：王龍恵の来日2番：貴族院予算総会) | 2番記事 (トツテ：王龍恵の来日) |
| 備考 | 風刺画あり | リード文・写真(菊池)あり | リード文・写真(林)・風刺画あり | 写真(菊池)あり | 写真(菊池)あり |

皇機関説を小見出しに掲げるも、『東朝』・『大毎』は見出しで言及することもなかった。翌日も該問題を掲載した『東日』・『読売』の見出しを確認すると、『東日』が『天皇機関説』爆撃 三室戸子、井上男起つ 貴院本会議〔二段〕、『読売』が「憲法学説論議 きふ貴族院本会議」〔二段〕とし、この二紙は比較的機関説問題に対して関心が高かったといえる。特に、『東日』は「烈火の舌鋒」、「猛追」、「爆撃」など菊池側に立った表現を採用していたことが、注目される。

『東日』の報道姿勢は、見出しだけでなく記事の内容でも確認でき、例えば、井上と岡田のやり取りについて、『東朝』が、井上が質問したことさえも記さなかったのに対して、『東日』は三〇行程度紙幅を割き、井上の追及を仔細に報じた。これは、『大毎』が地の分度で簡単に紹介し、『読売』・『大朝』も七、八行程度で済ませたことと比較すると、異質の長さである。また、『読売』以外は、地の分度で菊池の様子を描いているので、これを比較すると、『東朝』が「八方に当り散らす」、「大見得を切つて降壇」、「大朝」も「大見得を切つて降壇す」というように、朝日系二紙の表現は、菊池に対して否定的な含みがあるのに対して、『東日』は「貴族院の爆弾的勇士菊池武夫男が起つといふので議席も傍聴席も満員の盛況」、「菊池男長軀を和服に包み硬直した顔面、しはがれ声を張り上げて」、「関係閣僚を組上に痛烈に鋭いメスを入れて政府をこきおろす」、「満面朱をそそぎ各相をきめつけ質問を打ち切る」と表現し、『大毎』も「憤激した語調」、「菊池男はさらに面を紅潮させ、声をはり上げて」、「満面朱をそそぎ白髯を打ちふるはせて閣僚席をならみつけ降壇」と描写したように、毎日系では菊池の勇壮な様子が強調されている。

このように、毎日系、特に『東日』は菊池ら排撃派に賛助的な態度をとったといえるが、他方、『東朝』は、五紙の中で最も美濃部擁護的な紙面づくりを行っていたといえる。それは、松田文相の答弁の報道を比較すると明らかである。松田の答弁は、自身は機関説に反対であるという点と、一方で議論は学者に委ねるのが相当であるという点が重要だが、この二点を適切に要約したのは、『東日』・『読売』・『大毎』の三紙で、朝日系の二紙は、松田が機関説に

反対したことは書かなかった。さらに、『東朝』は「美濃部博士については天皇機関説は学説として論議されてゐるのであつて実際問題ではない」とし、松田が述べていない「実際問題ではない」という意見を加筆している。これらは、いずれも機関説に対する擁護的な態度の表れといえる。上述したように、『東朝』は、機関説を批判する井上の質疑を全く記述しなかったことを含め、相対的に美濃部擁護的な紙面構成だったといえるだろう。

以上、二月一八日の菊池らの質問演説の新聞報道を確認した。ここで注目すべきは、第一に、菊池の質問に対する新聞の関心の中心は機関説問題ではなかったこと、第二に、機関説報道に注目すると、毎日系、特に『東日』は菊池ら排撃派に、朝日系、特に『東朝』は美濃部の立場に沿った紙面づくりをしていたことである。機関説問題が新聞の大きな関心となるのは、美濃部の「一身上の弁明」からだといえるが、次節でそれを検討したい。

（二）美濃部の「一身上の弁明」——二月二五日

本節では、二月一八日に行われた菊池の演説に対して、同二五日に美濃部が行った「一身上の弁明」を新聞がいか

に報じたかを確認する。

菊池らの質問演説の一週間後、美濃部は本会議にて「一身上の弁明」を行った。美濃部の周囲には、「黙殺される方が賢明ですよ」と発言通告を取り下げよう勧める者もいたが、美濃部は「弁明が不利なことは承知しているがやらしてくれ」と弁明を強行した。¹⁶

演説の内容は、まず、菊池の自らに対する「謀叛人」・「反逆者」・「学匪」といった「侮辱」が貴族院で看過されたことを、貴族院の品位のために許されないと批判する。続けて美濃部は、菊池が自分の学説の内容を正しく理解しているとは思ひ難いと、菊池の批判の内容を強く難じる。その上で、本論に入り、君権主権主義について詳解し、「機関」の意味を国家法人説から説明する。続けて天皇の大権が万能無制限ではないことを論じ、寧ろ万能の権力を

天皇が持つとしたら、それは西洋の思想だと反攻にかかる。最後に、議会の独立性を説明したのち、以上述べたことは「憲法学ニ於テ極メテ平凡ナ真理」であつて、「今ニ至ツテ斯ノ如キ非難ガ本議場ニ現レルト云フヤウナコトハ、私ノ思モ依ラナカッタ所」であるとし、もし自分の学説を批評するなら、「真ノ意味ヲ理解シテ然ル後ニ批評セラレタイ」と、機関説に対する批判を一蹴した。⁽¹⁷⁾

この美濃部の演説に対して、菊池も手短かに発言を行う。その内容は、自分の演説は美濃部を罵詈するためのものではなく、また、美濃部の著書を通読して、説明のように感じたら何も問題はないのだと、美濃部に不満を示すものだった。

以上の美濃部の弁明と菊池の発言を報じた新聞紙面を、以下、検証する(表2)。



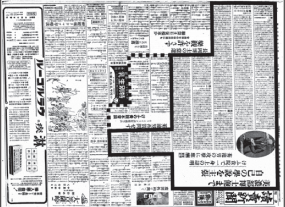

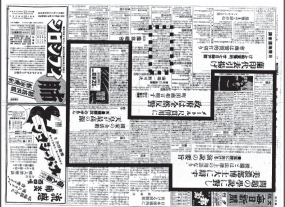
まずは、紙面全体の比較を行いたい。注目すべきは、美濃部の弁明が各紙トップ記事扱いだったことである。⁽¹⁸⁾ 貴族院本会議の議事が夕刊のトップになることは珍しく、各紙とも高い注目度だったことがわかる。見出しも『東朝』が四段で、それ以外が五段という大きいものを採用し、ここからも注目度の高さがうかがえる。

続いて、見出しについて検討すると、菊池についての形容の仕方をめぐり、新聞によつて大きな差異があった。

『東朝』は「菊池男 アツサリ弁明」と簡単に引き下がったことを想起させる見出しにし、他方で、『読売』は「菊池男再質問せず」とその事実を簡単に述べるに止めた。これに対し、『東日』の見出しは「菊池男応酬」とし、菊池が反撃したことを想像させる見出しになっていた。⁽²⁰⁾ 第一節で確認した傾向が、ここでも表れているといえる。

この菊池の形容の仕方の差異は、記事内容においても確認できる。例えば、議事録で菊池が「アノ御本ヲ全部通覽イタシマシテ、今日ノ御説明ノヤウニ感ゼラレマスルナラバ、何モ問題ニモナラヌノデゴザイマス」と、通読したか否かの言及をうまく回避し、美濃部の著書に不満の意を表した箇所について、『東朝』は、「博士の著書を全部通読したのでもない、只今承る如き内容のものであれば何も私がとりあげて問題とするにも当たらないやうに思ふ」と、菊

表2 美濃部の「一身上の弁明」の紙面

| | 『東朝』 | 『東日』 | 『読売』 | 『大朝』 | 『大毎』 |
|---|---|---|--|---|--|
| <p>実際の紙面 (各紙25日夕 刊1面) ※美濃部演 説に黒枠、 菊池反論に 点線枠</p>  |  |  |  |  | |
| 見出し① | 「片言隻句を捉へて 美濃部博士諄々憲法を説き 貴院で一身上の弁明」(4段見出し) | 「果然、美濃部博士起ち『天皇機関説』反対逆襲 論戦成行重大視さる」(5段見出し) | 「美濃部博士飽まで 自己の学説を主張 貴院で一身上の弁明 菊池男の攻撃に応酬(要領筆記)」(5段見出し、波線マヅ) | 「我学説への非難は 国民とし忍従出来ぬ 菊池男の所論に対し 美濃部博士の反駁」(5段見出し) | 「問題の学説に対し 美濃部博士大に弁す 用「機関とは法律上の用語なり」 貴族院における演説の要旨」(5段見出し) |
| 見出し② | 「機関説を説明 『万能説は西洋思想』」(3段見出し) | 「断片的論難当らず」 菊池男に皮肉の一矢」(4段見出し) | 「菊池男再質問せず オリムピック誘致建議可決 けふの貴院本会議」(3段見出し) | — | 「国家の全活動 天皇が最高の源 “天皇機関説”のゆゑん」(3段見出し) |
| 見出し③ | 「菊池男 アツサリ弁明」(1段見出し) | 「菊池男応酬 貴族院本会議 オリムピック建議案可決」(3段見出し) | — | — | — |
| 備考 | 写真・リード文あり 「今日の問題」欄で言及 | 写真・リード文あり | 写真あり | 写真あり | 写真・リード文あり |

池は著書を読んでいないことにされ、さらに、美濃部の弁明に満足したことになる。⁽²¹⁾これに対して、『東日』は「勿論私は美濃部博士の著書を全部通覧しその上で申したのであつたが本日の御説明のやうに過日の私の演説を感ぜられたとすれば問題ではない」と、菊池が本を読んだことになっている。なお、後段は議事録の内容が正しくまとめられておらず、意味不明のものになっている。『大毎』は、『東日』の内容とほぼ同じで、『読売』はこの箇所は紙面上に収録せず、菊池の発言のニュアンスを正しく伝えたのは、『大朝』のみだった。以上のように、『東朝』では、あつさりとしき下がった菊池像が展開され、一方で、毎日系二紙では美濃部に反論する菊池像が示されている。このように、議事録の紹介でさえ、各紙の菊池に対する態度でその内容が変わってしまったことがわかる。

さらに、美濃部や議場を表現したキャプションでも、議場内の描写がなかった『読売』を除き、各紙で差異が表れた。まず、議場の様子に関しては、各紙、弁明に対する拍手については言及を行うも、『東日』のみ議場が聴き入った描写を挿入していない（『東朝』が「満場肅としてこれに聴き入る」、「大朝」が「満場声なく静聴」、「大毎」が「満場傾聴咳一つ聞えない緊張に包まれてゐる」）。また、美濃部の描写も『東朝』は「条理整然」「雄弁」と比較的美濃部の理知性を強調しているようだが、大阪系二紙は美濃部の興奮ぶりや熱の入り方を強調している（『大朝』が「興奮にうはずつた声を強ひて抑へつつ」、「力をこめて弁明を力説する」、「大毎」が「熱を帯びた博士の弁論」）。『東日』は、さらに進んで「逆襲の態度」、「激越な口調」と表現し、美濃部の反論がより攻撃的な内容だったことを強調していた。なお、キャプションで菊池に触れたのは『大朝』のみで、「菊池男も黙然として耳を傾けてゐる」と記載したが、これは菊池が納得している印象を与えるとと言えるものだろう。以上、この点でも親菊池的な毎日系と、親美濃部的な朝日系との対比が表れているといえる。

ここまで、美濃部の弁明に関して、新聞がどのように報じたかを確認したが、最後に、この弁明の位置づけを新聞との関連で確認したい。

事件当時、司法大臣だった小原直は、戦後に座談会で、「あれは美濃部先生がだまっておられれば問題にならなかったんですよ。一身上の弁明をされなければ、あれだけで済んでしまったのです。一身上の弁明が悪かった……」⁽²²⁾と発言しており、美濃部の演説が問題化の端緒だったと認識している。このような美濃部の弁明を転換点とみる視角は他にも確認でき、例えば、美濃部の長男である美濃部亮吉は以下のように回想している。

天皇機関説がけしからないといっても、それは憲法に関する法理論で、一般にはなかなか理解しにくい。「……」それが、今や、誰にもわかるような言葉で、平易に父の口によって解説されたのである。そして、それが、各新聞に大きく掲載されたのである。機関説を問題にしようと思っていた人達にとっては正に好機到来とすべきであったろう。結果から見れば、父は正に好餌を彼等にあたえたのであった。父の演説は、いわば、眠れる子をゆりさましたようなものであった。⁽²³⁾

亮吉が、弁明を明確にターニングポイントとみなし、加えて、新聞の大々的な掲載がその一助を担ったとしている点に注目したい。第一節で示したように、菊池の質問演説では、美濃部に対する攻撃性は高くなく、該問題に対する注目度も、新聞により程度の差こそあれ小さかった。それが、本節で明らかにしたように、美濃部の一身上の弁明に対しては、主要紙各紙がトップで機関説の問題を報じたのである。著名な学者であった美濃部が、議場で自主的に機関説排撃論に反駁するという行為は、新奇なものに敏感に反応する新聞の関心を、大きく喚起したのであった。亮吉の見立てのように、一身上の弁明とそれに対する報道が事件激化の端緒とみるのが妥当といえるだろう。⁽²⁴⁾

(三) 「一身上の弁明」以降の報道

本節では、美濃部の弁明以後、その著作が発禁処分になるまで、どのような報道が行われたのかを明らかにする。特に、二月二七日の江藤源九郎の衆議院予算総会での機関説への攻撃、三月五日の山本悌二郎による機関説排撃の政友会有志議員の会合の発起、三月二〇日の貴族院での政教刷新の建議の可決、四月九日の美濃部の著作発禁処分時の司法処分に注目したい。

美濃部が弁明を行った翌々日の二月二七日、陸軍少将で衆議院議員の江藤源九郎が、衆議院予算総会において、機関説を批判し、政府に断固たる処置を要求する。一方、閣僚の答弁は、貴族院で菊池らに対するものとほとんど変わらなかった。⁽²⁵⁾

この江藤の質問を新聞はどのように報じたか。ここで注目すべきは、その記事の大きさである。各紙がこの議事を見出し付きで報じ、『大毎』が四段、『東朝』・『東日』が三段、『読売』・『大朝』が二段の見出しを付けた。⁽²⁶⁾ この注目度の高さは、江藤の二月七日の質問と比較すると顕著である。すなわち、江藤は菊池らの質問の一〇日ほど前にも、衆議院の予算委員会第二分科会にて、美濃部の著作を発禁処分にすべしと内相に詰め寄る場面があったが、この時は新聞で報じられることはほとんどなかった。⁽²⁸⁾ 確かに、七日の江藤の質問は分科会の一つで行われ、二七日の質問は予算総会で行われたもので、注目度は後者の方が高くなるとはいえるが、同じ人物の同趣旨の質問の取り上げられ方が大きく異なるのは、美濃部の弁明前に比べて、この問題に対する注目度が大きく上がったためだといえるだろう。

江藤の質問の議事の抜粋を比較すると、毎日系二紙が委員会内の野次を細かく描写している点が注目される。例えば、『東日』・『大毎』両紙のみ、美濃部を高等試験の委員とするなどの江藤の要求に対して、政友会の芦田均が「余計なおせっかいをいふな、私は美濃部博士の弟子だが博士の説は間違つてゐないよ」と野次を飛ばしたことが書かれ、

貴族院における美濃部の弁明に反駁したいとの江藤の言に対しても、「ここは場所がちがふ」と野次られたことなどが書かれた。⁽²⁹⁾ 相対的に菊池ら排撃派に沿った紙面づくりをしていた毎日系が、江藤に対しては批判的な含みを持たせていることが注目される。毎日系二紙の反江藤的な態度は他にも見られ、例えば、『大毎』は「天皇機関説」で江藤氏の八ツ当り」と見出しを付け、『東日』も「芦田が江藤を——筆者注）弥次つてやりこめる」、「委員長の注意で——筆者注）江藤氏スツカリ腰を折られてしまふ」とキャプションを付けていた。このように、予算委員会で予算と無関係の学説問題を扱う江藤の姿勢は、新聞では支持されなかったようである。なお、上記のような野次は会議録では残されないで、記事上でしか確認できないが、この段階では、機関説を擁護する芦田のような野次が議会で許容されていた点は、特記しておきたい。⁽³⁰⁾

江藤は、予算総会の翌二八日に美濃部の著書を不敬罪として、東京地方裁判所検事局に告発し、更に三月七日にも追加告発をした。この告発によって、機関説問題は一層重大化し、政友会にも波及していく。⁽³¹⁾ 三月五日、山本悌二郎により機関説排撃の政友会有志議員の会合が発起されるのだが、この際の報道を確認したい。

ここで注目されるのは、各紙の注目度の差である。この件を最も高い注目度で報じたのは『東日』だった。『東日』は、見出しこそ二段と大きくないものだったが、一面の最上段（トップ記事ではない）に参加議員の集合写真とともに掲載した。⁽³²⁾ 写真の掲載は、『東日』のみであり、他紙については、『大毎』が一面に三段見出し、『読売』が一面に二段見出し、『大朝』が二面に三段見出し、『東朝』が二面に二段見出しで記事を掲載した。⁽³⁴⁾ 第一節でも言及したが、このように『東日』は機関説問題に対して、相対的に高く注目し続けていたといえる。

天皇機関説が議会において次第に政治問題化する中で、三月二〇日に、貴族院において政教刷新建議案が上程され、全会一致で可決される。建議自体は、「方今人心動モスレバ輕佻詭激ニ流レ政教時ニ肇国ノ大義ニ副ハザルモノアリ政府ハ須ク国体ノ本義ヲ明徴ニシ我ガ古来ノ国民精神ニ基キ時弊ヲ革メ庶政ヲ更張シ以テ時艱ノ匡救国運ノ進展ニ万

遺算ナキヲ期セラレムコトヲ望ム 右建議⁽³⁵⁾」と、機関説排撃の文言は表れなかったが、討論に入ると、井田磐楠が賛成討論を行い、この建議案の主旨が機関説排撃であることを強調した⁽³⁶⁾。

この建議案上程に関する記事については、毎日系の注目度の高さと、『大毎』の見出しの付け方が注目される。この日の夕刊を確認すると、この議事をトップ記事にしたのは、『東日』と『大毎』のみで、ここでも一連の機関説問題に対して毎日系二紙が大きく注目していることがわかる⁽³⁷⁾。なお、この二紙は上述の記事の真下に、徳富蘇峰による機関説批判のコラム「翻訳思想と日本思想」を掲載しており（内容は第二章第一節で後述）、それも相まって、より機関説排撃的な紙面づくりをしていたといえる。

見出しを比較すると、議事に関するものは、『東日』が「国体群議を排す 西郷候、井田男、土方博士起つ 貴院本会議」、「大毎」が「憲法学説に対する 貴族院挙つての巨弾 けふの貴族院本会議で 満場一致採択さる」、「東朝」が「政教刷新建議案 いよいよ上程 井田男美濃部学説を反駁す 貴院本会議」、「大朝」が「政教刷新建議案上程」と、特に『大毎』が「巨弾」と印象的な表現を用いて、排撃的な見出しにした点が注目される。さらに、機関説に対する態度を「貴族院挙つて」とした点も、朝日系二紙が、井田こそが機関説に反駁したのだとの見出しにしたのと対照的である⁽³⁸⁾。

この貴族院における政教刷新建議の可決を受け、衆議院でも三月二三日に「国体ニ関スル決議」が採択されると、政府も何らかの処置を講ぜざるを得なくなる⁽³⁹⁾。愛国諸団体による機関説排撃運動も激化する中、四月七日、検察当局は美濃部を招致のうえ取り調べを行い、九日には、内務省が美濃部の著書中三冊を発売頒布禁止とし、二冊の次版改訂を命じた⁽⁴⁰⁾。先述のように、この処分は機関説の「敗退の第一歩」を示すことになった。

最後に、この時の司法処分についての記事を確認する。発禁処分が決まった四月九日の夕刊と翌一〇日の朝刊を比

較すると、各紙で司法処分に対する見立てが大きく異なる点が注目される。四月九日の夕刊では、司法処分に關する記事の見出しは、『東朝』が「不敬罪の告発は 不起訴に決定す 出版法違反の起訴は考慮中 美濃部博士処断に對する司法当局の態度」、『大朝』が「不敬罪告発は 不起訴と決る 或は出版法違反で処分か 司法省当局の方針」であり、不起訴であることを強調している。⁴¹ なお、毎日系と『読売』は、発禁処分の記事はあるものの、司法処分に關しての個別の記事はなかった。

翌一〇日の朝刊は、『東朝』が「出版法違反關係で 美濃部氏を再喚問 出版關係者も全部取調」、「起訴、起訴猶予 兩論の根柢 皇室冒瀆に該當」、『大朝』が「出版法違反で 或は断然起訴か 近く美濃部博士らを召喚 檢察当局の方針」と、前日の報道と打って変わって、起訴である可能性を強く示唆している。『読売』も同様に、「謹慎を表さねば 出版法違反で起訴か 檢察当局強硬に傾く」と、起訴を強調した。一方で、『東日』は「起訴猶予説有力 司法処分慎重を期す」、『大毎』が「問題の司法処分 起訴猶予が有力」と、起訴猶予を思わせる見出しを付けた。⁴² 新聞によって、司法処分の見出しが大きく異なることは情報の錯綜ぶりを思わせるが、ここで強調すべきは、四月九日の夕刊で朝日系二紙が不敬罪の不起訴を断定的に報じた点である。確かに、翌一〇日の朝刊は、起訴の可能性を強調する見出しに転じたものの、この段階では、美濃部の司法処分は決まっていなかったため、⁴³ 断定的な報道は勇み足だったといえる。今まで明らかにしてきたような、朝日系の美濃部擁護の姿勢がここでも表れているといえよう。第三章第一節で後述するように、この時の断定的な報道は、排撃派の朝日批判の根柢として利用されることになった。

以上、美濃部の弁明以降における、新聞報道を確認した。第一節と第二節でも示したように、第一に、美濃部の弁明を経て新聞の注目度が大きくなったこと、第二に、相対的に毎日系が高い注目度で報じ続けたこと、第三に、毎日系は比較的菊池ら排撃派の立場に沿った報道を行ったのに対して、朝日系は美濃部に同情的な紙面づくりを行っていたことが明らかになった。

二 新聞論説の内容とその背景

本章では、第一章と同時期である昭和一〇年二月下旬から四月上旬まで、機関説事件が新聞紙面上でどのように論じられたのかを明らかにする。第一章では、記事において、各紙が事実をいかに報じたかに注目したが、この章では、社説やコラムにおける議論を分析の対象とした。なお、第一章では、主要五紙を分析したが、ここでは、東京の主要三紙である『東朝』・『東日』・『読売』のみを扱う。

本章に入るに先立ち、機関説事件に関する社説とコラムの一覧を掲載しておく⁽⁴⁴⁾。表では、美濃部（機関説）を明確に擁護したものを「擁護」、明確に批判したものを「批判」とし、特に、美濃部への態度について、美濃部を明確に擁護したわけではないが、該問題の早期打ち切りを提案したり、排撃論に釘を刺したりするような、美濃部に利する言説を「間接的擁護」とした。また、機関説の態度について、明確に機関説を擁護しないものの、機関説の排除には批判的なものを「間接的擁護」とし、その逆を「間接的批判」とした。

(一) 美濃部排撃論

本節では、新聞紙上のコラムに掲載された美濃部や機関説に対する反対論が、どのようなものだったのかを明らかにする。

排撃論の主張では、特に、機関説が西洋思想の受け売りに過ぎず、国体論と矛盾するのだとの批判が目立つ。まずは、『東日』に掲載された徳富蘇峰の議論を検討したい。蘇峰は、この当時夕刊の一面に「日日だより」の題で連載をしており、機関説に対しても度々言及を行った。

表3 機関説事件に関する社説とコラムの一覧

| 掲載紙 | 日付 | 刊 | 頁 | 著者 | 掲載欄 | 題 | 美濃部への態度 | 機関説への態度 |
|------|------|---|-------|--------|------------|-----------------------|---------|------------------|
| 『東朝』 | 3/2 | 朝 | 3 | (無署名) | (社説欄) | 互に忠君愛国の心を信ぜよ | 擁護 | 中立(当否を論ずるのは困難) |
| | 3/5 | 朝 | 11 | 宮澤俊義 | (文芸欄) | 『美濃部達吉論』三月の論壇(一) | 擁護 | 言及せず |
| | 3/9 | 朝 | 11 | 今泉定助 | (文芸欄) | 天皇の御本質に就て(上) | 批判 | 批判 |
| | 3/10 | 朝 | 13 | 今泉定助 | (文芸欄) | 天皇の御本質に就て(中) | 批判 | 批判 |
| | 3/11 | 朝 | 9 | 今泉定助 | (文芸欄) | 天皇の御本質に就て(下) | 批判 | 批判 |
| | 3/12 | 朝 | 11 | 土井晩翠 | (文芸欄) | 神聖の沈黙 | 擁護 | 間接的擁護(道徳論と切り離せ) |
| | 3/14 | 朝 | 3 | (無署名) | (社説欄) | 山本悌二郎氏の位階拝辞 | 間接的擁護 | 間接的擁護(学説として長い歴史) |
| | 3/21 | 朝 | 3 | (無署名) | (社説欄) | 政教刷新の建議 | 間接的擁護 | 間接的擁護(道徳論と切り離せ) |
| | 3/25 | 朝 | 3 | (無署名) | (社説欄) | 議会言論の威力喪失 | 間接的擁護 | 言及せず |
| 4/13 | 朝 | 3 | (無署名) | (社説欄) | 憲法学説の国定 | 言及せず | 言及せず※1 | |
| 『東日』 | 2/26 | 朝 | 3 | (無署名) | 社説 | 美濃部博士の弁明 | 擁護 | 中立(学説の対立には長い歴史) |
| | 2/26 | 夕 | 1 | 徳富蘇峰※2 | 日日だより | 老書生の陳言 天皇機関説に付て | 言及せず | 批判 |
| | 3/12 | 夕 | 1 | 徳富蘇峰※2 | 日日だより | 学者の無学 | 批判 | 批判 |
| | 3/20 | 朝 | 3 | (無署名) | 社説 | 政教刷新の建議 貴院もその立場を悟れ | 言及せず | 間接的擁護(世界に目を向けよ) |
| | 3/20 | 夕 | 1 | 徳富蘇峰※2 | 日日だより | 翻訳思想と 日本思想 | 言及せず | 批判 |
| 『読売』 | 3/6 | 夕 | 1 | 長谷川如是閑 | 一日一題 | 学問と人格 | 擁護 | 間接的擁護(道徳論と切り離せ) |
| | 3/7 | 夕 | 1 | 稲原勝治 | 一日一題 | 舌の進化 | 間接的擁護 | 間接的批判 |
| | 3/16 | 夕 | 1 | 櫻井忠温 | 一日一題 | 儼たり統帥権 | 批判 | 批判 |
| | 3/18 | 夕 | 1 | 室伏高信 | 一日一題 | 時代と学説 | 擁護 | 間接的批判 |
| | 3/19 | 夕 | 1 | 三木清 | 一日一題 | 政治の過剰 | 擁護 | 言及せず |
| | 3/21 | 朝 | 3 | (無署名) | 社説 | 政教刷新の建議案 | 言及せず | 言及せず※3 |
| | 4/1 | 夕 | 1 | 室伏高信 | 一日一題 | 無血の変革※4 | 擁護 | 言及せず |
| 4/4 | 夕 | 4 | 山崎 | 今日の角度 | 憲法問題に関する性質 | 言及せず | 批判 | |

まず、蘇峰は、美濃部が貴族院にて「一身上の弁明」を行うと、その翌日の夕刊に機関説を批判するコラムを掲載した。このコラムで蘇峰は、以下のように、天皇機関説を「外国」（西洋）の輸入物だと断じ、法制的な国家論を「倫理的に成立してゐる」日本に適用することは「冒瀆」だと、強く否定した。⁽⁴⁵⁾

記者の所信だけは、日本国史の一斑を読みかじりたる老書生として一言する義務を感じる。それは日本の国体と、外国の国体とは、根本に於て、相違ある事。従つて外国の国体論を、直ちに日本の国体論に適用する事は、断じて不可能なる事。強ひて之を適用せんとせば、我が国体の真義を幽晦ならしめ、其の尊厳を冒瀆する事。〔……〕日本国体の尊厳は、肇国の当初から、皇室中心の国家であるが為めだ。日本の国家は、法制的に成立せずして、倫理的に成立してゐる。〔……〕今更ら何の必要あつて、天皇機関説などを、事珍らしく外国より輸入せんやだ。

蘇峰の同様の主張は、上記コラムの二週間後のものにも掲載されている。美濃部のことは直接には論じなかつたものの、「或る種類の学者」の「無学」を批判する内容で、「世界唯一、絶特無類の国家」である日本の国体を、西洋の枠組みで論じる愚を指摘し、国体を前提とした憲法論を述べるべきだと主張した。⁽⁴⁶⁾ さらに、貴族院で政教刷新の建議案が可決された三月二〇日の夕刊でも同様の主張を展開する。天皇機関説を「西欧の国家発達の道程に於ける、一種の便宜説」と断じ、「日本国民は物質的、形体的に独立するばかりでなく、思想的、精神的にも亦た独立せねばならぬ」と訴え、世界に知識を求めることは「今猶ほ古の如く」とした。⁽⁴⁷⁾

次に、『東朝』に掲載された、今泉定助という国学者のコラムを検討する。こちらも蘇峰の議論と同様、「日本思想」を「西洋思想」との二項対立で示し、日本の国体を西洋思想から論じることを強く批判する内容である。今泉に

よると、「国体の根本精神は、即ち日本思想の根底であつて、西洋思想と根本的に異なるもの」であり、西洋型の天皇機関説は「謬論」である。⁽⁴⁸⁾その上で、我が国の学者が「外国思想の糟粕を嘗める」にとどまることは、黙過できないとする。⁽⁴⁹⁾第一章で示したように、比較的美濃部擁護的だった『東朝』が機関説を「謬論」と断定するコラムを掲載していたことは注目される。

この西洋対日本の議論に関連して、国体論を自然科学に対置させて、機関説を排撃しようとする論法も見られた。『読売』の解説記事である「今日の角度」では、「山崎」の署名で、自然科学の見方の問題点を指摘した上で、国体を自然科学的に見る機関説を批判する記事が掲載された。すなわち、「自然科学的概念は実在から選択された一つの変形物」に過ぎないのだから、社会に対しても自然科学的に説明するのは限界があり、社会を見直す時、自然科学的な発想から脱することができれば「余りにも豊富な余りにも慈味のあるもの」に変わると述べる。機関説への批判もこれと同じなのだとし、その上で、このような感覚が分からないのは、「インテリ」で「支配階級」なのだ、機関説排撃運動の中に階級批判を見出した。⁽⁵⁰⁾以上のような機関説批判の内容が、外部からのコラムではなく、解説記事の中で書かれていることは、新聞社員の意見がある程度反映しているといえ、注目すべきである。

新聞紙上に表れた排撃論の中には、さらに感情的なものもあり、例えば、『読売』に掲載された櫻井忠温のコラムでは、より激的な批判が展開された。今に及んで国体を明徴せよと聴くだけでも不愉快だと書き起こすと、美濃部を「一曲学者」、「国体の変革者」、機関説を「異説」、「詭説」と呼び、「詭説を立てて、ともすると、軍の精神的団結、忠誠奉公の念を紊さうとする輩を払ひ立てる必要がある」と訴える。日本人である以上、「二千六百年來の大精神」に「至高至純の念が湧く」のであり、「日本民族の誇りもここに出発してゐる」のだから、このような日本人の精神は「冷たい法力を以てして割くことの出来ない」のだと論難した。⁽⁵¹⁾抽象的な法概念を「冷たい」と形容するのは、感情的な姿勢の表れといえるが、このように自然科学的なものに対する不信というのは、先の『読売』の解説記事にも

通じるところがある。

以上、新聞紙上の美濃部排撃論を確認したが、ここで強調すべきなのは、排撃論が主要三紙全てで掲載され、その論法は、西洋思想や自然科学との二項対立の中で、日本の国体の優越を説くものが多かったことである。これに対して、美濃部擁護論はどのように論じられたのか。次節では、擁護論の内容を検討する。

(二) 美濃部擁護論

本節では、第一節の議論も踏まえ、美濃部や機関説がどのように擁護されたのかを明らかにする。

新聞紙上の擁護論は、大略、排撃論を批判する形で行われた。特に、排撃派の過激な排斥論を非難することで、美濃部を擁護しようとする議論が目立った。

まず、社説の議論を確認する。各紙の社説は、美濃部に対して同情を示すが、その主張は後述のコラムに比較すると、穏健なものだった。例えば、美濃部の弁明の翌日に掲載された『東日』社説は、美濃部の弁明を「熟慮の結果」、「学者的良心の発現」であると、美濃部に賛意を示した上で議論を始める。その上で、議会での言論は「最も細心の注意が必要であり、他人の言論と人格に対する敬意を忘れてならぬ」のだから、「虚心坦懐の言論」を闘わせよ、と排撃派の過激な議論を戒める内容だった。⁵²⁾ 学説を正面から擁護するのではなく、激越な排斥論に言及して美濃部を擁護するという論法に注目したい。なお、記事は菊池賛助的だった『東日』が、社説では美濃部擁護を展開する点も重要である。

機関説の是非には触れず、穏健な議論をすべきだという理由で、美濃部を擁護しようとする姿勢は、『東朝』の社説でも同様だった。美濃部の弁明後、該問題に関して最初に掲載された『東朝』社説では、まず、美濃部の学説が「泰西の翻譯学問」の域を脱していない可能性に言及し、「日本的再検討」の余地は認められる、と排撃論者に対して

一定の譲歩をして議論を開始する。その上で、以下のように、排撃論者に他説を傾聴する「日本精神」、論敵を尊敬する「武士的礼儀」を求め、過激な非難を戒めるといふ、美濃部の擁護に着地する。⁽⁵³⁾

日本精神興隆のこの際、西洋追隨的学説の再吟味は結構であるが、問題が重大であればあるだけ、国民精神に影響する所深ければ深いだけ、それはどこまでも、慎重に嚴肅に、反対説を理解するに吝かならざる学問的態度を忘れずに、なされなければならぬ。「……」単純なる学問的論争ではなく、国民思想への影響も考へなければならぬとすれば猶更、その場合、自説の主張に熱心なるも、他説を傾聴するの寛容を失はないのが、日本精神であり、論敵を尊敬するを忘れないのが、武士的礼儀である。「……」何よりも大事な心構へは、お互が日本人であるといふことを忘れないことである。二千六百年の伝統を誇る日本人である以上は、お互に説を異にするも、その忠君愛国の至誠は異らぬといふ点を疑つてはならぬ。

論敵に対して寛容になれと、擁護論を説き起こしていることに加えて、ここで注意したいのは、美濃部の擁護に際して「日本精神」を錦の御旗に掲げている点である。この日本精神を土台とした論法は、第一節で論じたように、排撃論者も行っていたことであるが、これに対して、擁護派は西洋側に立つて美濃部を擁護するのではなく、我こそが日本精神の理解者なのだとする。ここからは、擁護派と排撃派で日本精神という錦旗を奪い合っている構図が浮かび上がる。このように、擁護派は日本精神の理解という前提のもとに、美濃部を擁護する必要がある、歯切れの悪い議論にならざるを得なかった。

以上のように、各紙の社説の立場は、美濃部に同情こそ示すも、学説の是非を論じるのではなく、過激な排撃論を戒めることで、美濃部を擁護しようとするものだったといえる。⁽⁵⁴⁾

コラムにおいても、学者とその学説は異なるなどの理由から、排撃派を批判しようとするものが散見された。例えば、『読売』に掲載された三木清のコラムでは、自分は法律学を論じる資格はないと留保しながら、「仮りにその学説が間違つてゐるにしても、そのためにその人が曲学者、非国民であるかの如く云ふのは、いかがであらうか」と苦言を呈する⁽⁵⁵⁾。長谷川如是閑も同様に、「学者その人の人格的価値と彼れの分科的学問の内容とは、それぞれ別々に判断されねばならぬ」と機関説事件に言及した⁽⁵⁶⁾。『東朝』に掲載された土井晩翠も同様の議論を展開する。晩翠は、美濃部とは面識がないが、「博士が忠良の臣民であり、所信に忠実な人格者であることは疑ひないと直感する。博士の言句の或部を捕へて恰も乱臣賊子であるかの如き辞を弄するは不穩当と思ふ」とし、美濃部を擁護しようとする⁽⁵⁷⁾。

この点に関して、より苛烈に排撃派を批判した人物に、宮沢俊義がいる。宮沢は美濃部の弟子で、事件当時、東京帝大法学部教授だったが、彼は『東朝』上で、「噛んで含めるやうな博士の説明を聞いてなほ博士の説をもつてわが国体に反するものの如くにいふ者があれば、それは濟度し難き無知の徒であるか、又は「国体」を名として個人的な讒訴中傷をこととする輩であるに相違ない」と論じ、論敵を強く非難することで、美濃部の擁護を図った⁽⁵⁸⁾。なお、このコラムについて、宮沢は「わたしの文章が新聞にのると、すぐ「けしからん」という趣旨の投書がいくつも来た。なるほどこれは底の深い事件だな、とおもつた」との回想を残しており、宮沢のコラムが批判に晒されたことがわかる⁽⁵⁹⁾。

また、より歴史的な視野で、美濃部に対する攻撃を捉えようとするコラムもあつた。室伏高信は、尾崎行雄が憲政功労者として表彰されたことと、その同時期に美濃部に対する攻撃が開始されたことについて、「日本の議会政治家の諸君は議会政治の取り戻しのために戦つてゐるのか、それともファシズムの誘惑と重圧の前に議会政治の一切を自らの手によつて土とともて葬り去らうとしてゐるのであるか」と批判した。その上で、美濃部学説が日本の議会政治の法学的根柢としての役割を持ったことを述べ、美濃部学説の終焉により「時代は今や一変した」と述べる。注目す

べきは、ここで室伏が嘆息するのではなく、これを肯定することである。世界の国民主義的傾向の中で、日本も「長い間の西欧化、アメリカ化、舶来化の後において、日本がそれ自らに還らなければならない時が来たのだ」と、機関説からの転換を首肯する⁽⁶⁰⁾。このように、室伏は美濃部への弾圧には批判的であるも、日本主義への転換は積極的に肯定する態度をとった。

室伏は、この二週間後にも、コラムで機関説問題に触れ、軍部が憲法問題に口を出し、場合によっては岡田内閣の倒閣になるかもしれないのに、公法学者は口を閉ざしていると批判する。その上で、政府が大学教授の職務を代行し、命令することは、ファッショかナチスかボルシェビキのするところだと、政府・軍部を批判し、「政治の原理、政府の性質がいつとはなしに変革されつつある。無血の変革がわれわれの眼の前で遂行されつつあるのだ」と訴えた⁽⁶¹⁾。このような室伏の態度からは、ファシズム批判や軍部批判と、日本主義への転換の推奨が両立しうることを示しており、この意味で極めて示唆的である。

室伏のコラムに関連して、先述した三木のコラムも、巨視的な視野で、機関説事件の政治問題化を戒める内容だった。三木は、思想が学問を排撃することの困難を指摘したうえで、社会的不安の時期においては、その心理から事件が期待されがちだが、不必要な政治問題化は慎まれるべきだとし、「政治の過剰は政治的思考の充実を示すものでなく、反対に政治の科学性の没却、政治哲学の貧困を語るものである」と論じた⁽⁶²⁾。このように、三木は、事件を過度に追い求める「政治の過剰」に陥っている現状を批判する、独特の論法で排撃論者に応戦した。

以上、新聞上の美濃部擁護論を検討したが、重要な点として、第一に、全ての新聞紙上で擁護論が展開されたことである。特に、『東日』は菊池賛助の記事を掲載し、排撃的な蘇峰のコラムを載せる一方で、社説は美濃部に同情を示すものだった。このように、本稿で確認した新聞は全て両論を併記する構成だった。第二に、擁護論の内容を確認すると、学説の内容には踏み込まずに、美濃部を擁護しようとする態度が見られたことである。機関説そのものを肯

定することは難しかったようで、擁護論は歯切れの悪い議論にならざるを得なかった。第三に、擁護論も「日本精神」を強調する議論を行ったことである。美濃部を擁護するにあたって、西洋思想を肯定するのではなく、日本思想に理解を示す立場から擁護論を展開しており、日本精神は議論の前提となっていたといえるだろう。

(三) 新聞の編集方針

本節では、第一節と第二節で明らかにした両論併記の編集方針が、なぜ生じたのかを検討する。

まず、『東朝』は、記事や社説で美濃部に同情を示し、コラムも宮沢や晩翠が美濃部を擁護したが、一方で、国学者の今泉は、コラムで機関説を明確に批判した。社論と異なる今泉のコラムの掲載の背景には何があったのか。

この今泉のコラムについて、当時『東朝』の編集局長だった緒方竹虎は、「あの当時今泉定助という人が朝日の学芸欄に書いたのを読んで、実は私は天皇政治という字をはじめて見たので、こういうのが天皇政治というのかなとっておったのですが、新聞の主幹としてはそうではないのですけれども、バランスをとるためにこういうものを載せていかなければならんという意味で載せた」と発言を残している。⁽⁶³⁾さらに、緒方は続けて、「お前の方の議論〔『東朝』の美濃部擁護論——筆者注〕はともかくとしてこういう議論もあるから、これを新聞の公平な立場から載せてさしつかえないかというのでもち込まれた結果ではないか」とも述べる。⁽⁶⁴⁾新聞の編集局長としては内容に賛成しないが、「新聞の公平な立場から」、「バランスをとるために」掲載したというのである。

また、第二節でコラムを紹介した宮沢も、この今泉のコラムについて、「わたしの文章がおわると、すぐにつづけて今泉定助の文章をのせた。〔……〕わたしの文章に非難があったので、そういうものをのせなくてはならなかったような事情だったと聞いている」と回想している。⁽⁶⁵⁾このように、『東朝』が紙面の釣り合いを気にかけて編集方針をとっていたことがわかる。

さらに、『東朝』は、排撃論に対する強い批判を掲載させなかったこともあった。岩波書店の創業者である岩波茂雄は、『東朝』の読者投稿欄である「鉄箒」欄に、排撃派を強く非難する投書を行うが、新聞社側は「これを出せば社も岩波も厄介なことになるだろうと少々当惑し心配し」、結局岩波の女婿である小林勇が原稿を掲載しないよう依頼し、掲載が見送られたことがあった。⁽⁶⁶⁾なお、この岩波の幻の投書は「危険思想」という題で執筆され、その内容は、自分は美濃部の学説を知らないが、彼の忠誠を確信するとし、その上で、「博士は日本趣味に富み鬱勃たる日本精神の懷抱者である事も熟知して居る。迫害をも恐れず毅然学説を枉げざるは大和魂の発露ではあるまいか」と主張していた。「憂ふべきは学説でなくして忠誠の念の欠如」で、「最も憎むべきは忠君愛国の美名に隠れて国民を惑はす徒輩」なのであり、「偏狭なる忠義観、固陋なる国体観を以て他を非国民扱ひにするが如きは最も恐るべき危険思想である」と、排撃論者を痛罵していた。⁽⁶⁷⁾第二節で指摘した、擁護派による日本精神の強調がここでもみられることは付言しておきたい。

このように、『東朝』は、排撃派のコラムを掲載し、擁護派の投書を制限するなど、紙面で釣り合いをとろうとしていたといえる。一方、『東日』も、記事が菊池に傾く構成であったのに対して、社説は、美濃部を擁護するものだった。記事と社説の乖離という点については、先行研究から一点指摘しておきたい。伊藤隆によると、昭和五（一九三〇）年のロンドン海軍軍縮条約問題（統帥権干犯問題）においても、社説や寄稿では「進歩」主義の立場から、条約締結に臨む政府を支持する一方で、記事の方はそれと歩調を同一にせず、時として条約締結に反対する軍令部に有利な情報を流していた、と指摘している。⁽⁶⁸⁾伊藤は、新聞を限定しているわけではないが、機関説事件における『東日』には、伊藤が指摘した構図と全く同じ特徴が観察でき、『東日』については、「バランス」感覚を重視したというより、記事が社説に従わなかった（あるいは、社説が記事に従わなかった）という側面を指摘するのが妥当だろう。

以上、本節では、主要紙上で美濃部や機関説に対して、百家争鳴の議論が戦わされ、その背景には、特に『東朝』

のいような「バランスをとる」編集方針があったことが明らかになった。

三 排撃派の新聞に対する工作

本章では、第二章で明らかにした、紙面の釣り合いを気にかけて編集方針の背景ともいえる、新聞に対する排撃派の工作を検討する。特に、抗議活動など新聞社に対する圧力、主要紙への政治広告の掲載、右翼誌上の主要紙批判の動向に注目する。

(一) 新聞社に対する直接的な行動

本節では、新聞社に対して、排撃派が行った工作を検討する。

まず、緒方によると、「大阪朝日が江藤源九郎に告発されたと思いますね」と回想⁽⁶⁹⁾し、さらに、新聞に対して圧迫はなかったのか、という質問に対して、「機関説のころは政府の方からどうということはない気がしますが、ただ江藤源九郎とか、菊池武夫、蓑田胸喜というような連中が盛んに手紙をよこしたり、押しかけて来たりしたことはあったようです」と発言する⁽⁷⁰⁾。このように、朝日は排撃勢力から告発されたり、抗議の手紙が送付されたりしていた。

緒方の発言にある「押しかけて来たりしたこと」について、『特高月報』に記録があるので確認したい。美濃部の著作が発禁処分となった約一週間後の昭和一〇年四月一六日、国体擁護聯合会は、約七〇名で『東朝』の社屋を訪問し、四月八日付夕刊に明治天皇の御製を誤記したことを不敬とし面会を求めた⁽⁷¹⁾。『東朝』側は代表者数名と会見すると言い、一方、訪問者側は三〇名を以って会見すると主張し、結局会見不能のまま退散する。同日、国体擁護聯合会

は、三越・美松デパートの屋上から「機関説ヲ曲庇スル不逞東京朝日新聞ヲ撲滅セヨ東京朝日新聞撲滅同盟」と記したビラを撒布した。⁽⁷²⁾このように、「東朝」は、機関説事件の態度に関して、排撃団体から攻撃を受けていた。

なお、『特高月報』は、排撃勢力の『東朝』に対する攻撃の開始を、「本運動（機関説反対運動——筆者注）の派生として——逆説的には本運動は自由主義思潮の根絶を期する前哨戦たりし意味に於て——東京朝日新聞社の攻撃を開始する」と表現しており、⁽⁷³⁾『東朝』が機関説事件の先鋭化の中で、自由主義の現状維持勢力の一派として、排撃派に敵視されていたことがわかる。なお、『特高月報』は、排撃派が『東朝』を攻撃している根拠も列挙しており、それによると、第一に、先述した明治天皇の御製を誤記したこと、第二に、第一章第三節で言及した、美濃部の司法処分について「不敬罪の告発は不起訴に決定す」と断定的見出しを掲げたこと、第三に、四月一日付紙上で天皇の尊称を脱落して掲載したこと、第四に、同日紙上で満州国皇帝の尊称を殿下と誤記したことが挙げられていた。⁽⁷⁴⁾このように、『東朝』は同時期、美濃部への擁護的態度以外にも、皇族関連の誤記載を理由に排撃勢力から攻撃を受けていたのであった。

さらに、『読売』も同時期に排撃派による直接行動の被害に遭った。美濃部が「一身上の弁明」を行う三日前の二月二二日、社長の正力松太郎が右翼の暴漢に襲われる。襲撃理由について、犯人は、『読売』がアメリカ大リーグの選手を招いて神宮球場で試合を行ったことや、紙面で美濃部の天皇機関説を支持したことを挙げた。⁽⁷⁵⁾この事件について、『読売』の社史は、「この段階で本紙は機関説の当否に全くコメントしていない。犯人の思い込みであろうか」としているが、⁽⁷⁶⁾美濃部の擁護が襲撃の理由となりうることは、注目すべきである。

一方、『東日』に関しては、排撃勢力と協力関係のようなものが見られた。右翼の情報屋である宅野田夫によると、機関説排撃の意見広告（第二節で詳述）について、「東日の重信特報課長に、此の広告の話をして置いた」と述べている。⁽⁷⁸⁾宅野は、この広告について、「営業本位の流行新聞、殊に国体を理解せぬ、曾ては共匪の機関紙をつとめた東朝

図1 『東日』に掲載された政治広告



(二) 政治広告の掲載

に美濃部、末弘両氏の反逆思想討伐広告を誰が持つて行くものか」とも述べており、そこからは、排撃派の『東朝』に対する不信と『東日』に対する信頼がうかがえる。なお、この「東日の重信特報課長」とは、重信高雄を指す。特報課は、編輯局の下に置かれた課であるものの、その課員は一人もおらず、重信は部下なしの課長だった。⁸⁰このように、『東日』は、右翼の情報屋から見ても有力なパイプとなりうる人物を、課長として有していたといえる。

本節では、第一節でも触れた、排撃団体が新聞に掲載した機関説排除の政治広告と、それをめぐる新聞社と排撃派の攻防について、検討する。

まず、政治広告の掲載状況を確認する。新聞上には、図1のような紙面の三分の程度を埋める五段抜きほどの巨大な右翼団体の政治広告が度々掲載されたが、それに注目すると、『東日』が積極的に掲載していた一方で、『東朝』には全く掲載されなかったことがわかる。例えば、機関説事件が先鋭化する前に掲載された、国体擁護聯合会の「美濃部・末弘思想を誅滅せよ」という広告は、主要三紙の中で

は『東日』のみ掲載された（図1）。また、紫雲荘による「天皇機関説を排す」という広告も『東日』と『読売』に掲載され、『東朝』に掲載されることはなかった。このように、昭和一〇年中に限ると、機関説事件に関するもの以外でも、紫雲荘など右翼団体からの五段抜きの大規模な政治広告は、『東日』では一二件掲載され、『読売』でもその内八件掲載されたが、『東朝』では全く掲載されなかった。このように、広告の掲載に関しても、各紙の政治的な立場が表れた。

この政治広告に関して、『東朝』の編集局長であった緒方は、「朝日新聞では、広告面に政治的のにおいのする広告を一切やめよう、それをやらしていると、だんだん新聞の広告面をそういうものに利用されると新聞の記事の平衡が失われてしまうからというので、野依秀市の広告だとか、橋本徹馬の広告を断るのにも苦心したことがあります」との発言を残している。⁽⁸⁴⁾さらに、緒方は、政治広告は朝日に出なかったのかという質問に対しても、出さなかったと回答した。⁽⁸⁵⁾このように、政治広告の影響力の大きさから、『東朝』がその掲載を断つていたことがわかる。なお、この点に関して、宮沢は「ともかく広告では紫雲荘というのは非常に目だっていましたね」と述べており、これは、排撃側の新聞広告工作が影響力を発揮していたことを示唆させる。

この点に関して、朝日の社史によると、大正一五（一九二六）年には、「右翼による意見広告を拒否する内規をつくって厳重に励行していた」とする。⁽⁸⁷⁾昭和八（一九三三）年になると、『東朝』の広告部は、より明確な「広告掲載制限事項」を作成し、この点に関して、朝日は「広告浄化に乗り出したことは、逆の見方をすれば朝日の声価が、すでにゆるぎなく定着したことのあらわれであった。他の新聞社が低俗な広告にもスペースを割いたのは、なんといっても収入増をもとめてやまなかったからにはかならない」と胸を張る。⁽⁸⁸⁾緒方の発言と併せて、このように、『東朝』は右翼団体による政治広告を締め出す紙面づくりをしていたといえる。

なお、右翼メディアにおいても、この政治広告に関する顛末が語られているので、検討する。先述した宅野の雑誌

記事では、上述の政治広告「美濃部・末弘思想を誅滅せよ」について、以下のように語られる。

蓑田胸喜先生によつて、二月十四日東日朝刊第三面の下五段抜きの大広告、全く流行新聞には物珍らしい広告が出た。標題は『国体と憲法とに反逆する者——美濃部、末弘思想を誅滅せよ——宮澤、横田一派の凶逆売国思想とその根芽繋ぎて』と題し、美濃部、末弘両博士の反逆思想の証拠を列挙したものだ。◇何しろ『美濃部末弘思想を誅滅せよ』はゴチツク形の旧初号大の活字である。◇之には美濃部、末弘両氏も、一寸面喰つた事であらう。◇美濃部、末弘両氏よりも、二月の霜枯時、千百余円の広告を、東日に取られた反帝思想の東朝が、ヤキモチを焼いて、新聞内報の記者に、美濃部、末弘両氏糺弾の国体擁護聯合会の広告は、東朝に掲載交渉があつたが、東朝が断つたから、東日に持込んだのだと、儲けそこね逆宣伝をした。それで新聞内報二三が真に受けて、東朝の逆宣伝を掲げた。◇営業本位の流行新聞、殊に国体を理解せぬ、曾ては共匪の機関紙をつとめた東朝に美濃部末弘両氏の反逆思想討伐広告を誰が持つて行くものか。⁹⁰⁾

この記事からは、『東朝』側と全く異なる排撃派側の言い分がうかがえる。緒方ら『東朝』側は、広告を断つていたとしているが、宅野は、そもそも『東朝』に広告を持ち込むということはしていないとする。さらに、より注意したいのが、排撃派の広告に対する認識である。宅野は、『東朝』に広告を出すことについて、「誰が持つて行くものか」と強烈な嫌悪と共に述べている。負け惜しみの可能性もあるが、このような認識からは、広告を自らの主張の宣伝の手段としてだけでなく、新聞社への資金提供の手段として考えていたことがわかる。新聞社側の認識としても、先に朝日の社史から広告について、「他の新聞社が低俗な広告にもスペースを割いたのは、なんといつても収入増をもとめてやまなかつたからにはかならない」とした箇所を引用したが、このことは、『東日』側も右翼団体からの広

告収入を期待していた可能性を示唆させる。

（三）右翼誌上の新聞批判

本節では、機関説事件を報道する新聞に対して、同時代にいかなる批判が展開されたかを検討する。特に、当時の右翼の既存メディア批判の媒体であった雑誌『新聞と社会』に注目する。

『新聞と社会』において、先述の宅野は、機関説事件における新聞の報道を仔細に観察している。⁽⁹¹⁾二月一八日の菊池らの質問については、「二月十九日附の東日夕刊第三版及び二月十九日の同紙朝刊は、菊池男の質疑演説と、政府の答弁とを東朝に比較すると、ずつと精細に報道した」とし、二月二五日の美濃部の弁明については、「東日は政治面で、美濃部博士の機関説の攻撃方面の記事を取扱つて居るから、東朝は美濃部博士に肩を持つて、書く事にも事を欠き、二月廿六日附夕刊に、南京虫の様な美濃部博士の写真を掲げ、〔……〕此の反逆学説機関説を反覆、長々と述べた速記を掲げて、東朝一流の反逆振を示した」と『東朝』を攻め立てる。第一章第二節で触れた、美濃部の弁明に対する菊池の反応の掲載ミスについても、記事と議事録を引用した上で、「東朝が、筆を曲げた速記を掲げた事は奇怪である。全部通読したのでない云々の曲筆を見よ」と憤った。さらに、『東朝』のコラム「今日の問題」欄で、「学匪」と「学究」との識別を明かにする公法学者の態度に、欽定憲法の權威もまた發揮される⁽⁹²⁾と述べたことを「珍糞漢糞」、「滑の稽」と悪辣に表現した。

『東日』に対する批判は、『東朝』に対するものと比較すると穏健で、美濃部に同情的な社説について、その日の夕刊に蘇峰が機関説に反対したことを引き、「此の処東日の社説べちゃんこ」とする程度だった。

宅野の『東朝』批判は、翌月号でも止まらなかった。⁽⁹³⁾第二章第二節で言及した美濃部擁護の宮沢のコラムについては、「同じ学匪○○機関説の東大法学部憲法学教授宮澤俊義の美濃部支持の愚説を載せた。〔……〕かかる固有の国体

を理解せず、国体の尊厳を蹂躪するものに、紙面を分ち、原稿料を払ふ東朝の存在は、有害有毒であるといはねばならぬ」と論難し、美濃部を批判した今泉のコラムも、その掲載を賞賛するのではなく、恋愛小説の下に掲載したことを理由に、「朝日の編輯局員の西洋中毒、尊皇心の皆無が之で立証される」と、編輯局員を難詰している。晩翠のコラムについても、「土井晩翠の自殺」と斬り捨てた。『東朝』の三月二一日の社説「政教刷新の建議」についても、「天下の形勢を知らぬ駄文」とし、「哀れなものだ。之で大新聞だと」と吠えた。

『東日』については、三月二〇日の社説「政教刷新の建議」を取り上げ、『東朝』同様、「美濃部支持の毒説を以て貴院に当り散す。東朝の足の裏を舐めたかたち。醜の醜」と気色ばんだ。一方で、上述の蘇峰のコラム「翻訳思想と日本思想」については、「社の内外によき教訓」と称賛し、さらに、糞田とその内容を礼賛する会話をしたとしている。なお、『読売』に関しては、三月二一日の社説「政教刷新の建議案」について、宅野は「堂々たる正論」とその内容を肯定していた。⁽⁹⁴⁾以上のように、特に『東朝』が、宅野に目の敵にされていたことがわかる。

なお、天皇機関説事件は、右翼方面に強い関心を喚起させたようであり、『新聞と社会』⁽⁹⁵⁾は、五月号以降も該事件の新聞報道を詳細に観察した記事を、熱心に掲載し続けたことは付言しておく。

一方で、同じ右翼誌の立場でも、『日本及日本人』に掲載された論評は、美濃部を堂々と擁護しないことを攻め立てる内容だった。⁽⁹⁶⁾その内容は、『東日』の社説については、「甚だボンヤリしたもの」、「実に弱々しい態度」とし、普段尊敬している美濃部を弁護しないことを「人情に於て大に欠ける」、「冷淡冷刻」、「勇氣を欠く」と詰るものである。そのような態度をとった理由は、「その味方になるのは損で、黙つて居る方が得であるといふ打算的心理」で、これでは「新聞の権威」が生じず、「もはや新聞はおしまひ」である。『東朝』の社説に対しても同様に、その態度は弱く、「もつと堂々として強い態度を示すべき」だと訴えた。

同時代の雑誌上で、主要紙が美濃部擁護に近い傍観と診断され、その態度が勇氣を欠くものと批判されていたこと

も注目すべきだが、それ以上に、以上のような分析が、該時期は国粹主義的論調に寄っていた『日本及日本人』で展開されたことも面白い。機関説問題における新聞に対する非難を、大新聞が美濃部排斥の態度をとらないことではなく、堂々と美濃部を擁護しないこととしているのは注目され、これは『新聞と社会』で表れた既存ジャーナリズムに対する批判と全く態度を異にする。いずれにせよ、主要紙は機関説事件において、あらゆる角度から批判に晒された。

終章

以上、昭和一〇年二月下旬から四月上旬までの天皇機関説事件の初期において、主要紙がいかに紙面を構成し、また、その報道姿勢の背景には何があったのかを、排撃勢力との連関で明らかにした。

主要紙は、菊池らの質疑では、機関説問題に強く反応することはなかったが、美濃部が「一身上の弁明」を強行すると、その新奇性から大々的に報道を行った。中でも、『東日』を中心に、毎日系二紙は機関説問題に強く注目し続け、排撃派を賛助する紙面を構成した。比較的、美濃部擁護の紙面を展開した『東朝』も、美濃部に同情を寄せる社説やコラムを掲載する一方で、排撃的なコラムも掲載し、排撃派に対して配慮を示した。このように、事件を大きく報道し、さらには、美濃部排撃を煽る言論も掲載するような主要紙の報道姿勢が、結果として事件激化の一翼を担ったといえよう。

美濃部に対する擁護論と排撃論の両論を併記する姿勢は、主要紙全てに見られたが、その議論の内容に注目すると、排撃派も擁護派も学説の内容には踏み込まず、各々が日本精神を旗印に自説を主張する言論空間が創出されていたことがわかった。排撃派の議論からは、西洋的、自然科学的な見方に対する不信が滲出し、激越な美濃部批判が展開される一方で、擁護派も、日本思想を前提とする議論を展開し、結果として牽強付会とも言える論法にならざるを得な

かった。こうした議論自体は、美濃部の弁明が生み出した偶発的なものだったが、他方で、同時代の思考法を鮮明に映し出すものでもあったといえる。

排撃勢力は、主要紙の報道を注視し続け、報道内容を理由に直接行動に訴えたり、自らの雑誌上で主要紙批判を展開したりした。このような排撃派の行動は、『東朝』に、両論の釣り合いをとる紙面づくりを促すことになった。さらに、排撃派は、意見広告の形で自らの主張を主要紙上に掲載しようとした。そのやり取りからは、『東朝』のような対抗関係だけでなく、『東日』のように、排撃派と協調する向きもあつたことが明らかになった。

- (1) 昭和二五年開催の座談会上での小原直（司法大臣、事件当時）の発言（宮沢俊義『天皇機関説事件』下（有斐閣、一九七〇年）六〇八頁）。
- (2) 昭和二五年から二六年にかけて行われた一連の座談会において、鳩山一郎（政友会幹事長、事件当時、以下同）は「美濃部さんの問題が起きたときに、最初政友会の代議士なんかでもみんな笑っていた。中島「知久平」派の方に行つた連中までが、あんなばかげたことを今ごろ言っていると聞いていた」（角括弧「」は原文の注）と回想し（前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、五七六頁）、後藤文夫（内務大臣）は「私の記憶では、機関説問題というのは菊池武夫の議会における質問演説より少し前、糞田胸喜なんか盛んにやっておりましたが、べつに大した議論はなくて、あれがああいう問題になつてくることは予期しておらなかったのです」と述べている（同右、六二八頁）。また、白根竹介（内閣書記官長）も「それほど重大な問題だと思つていませんでした。はじめは少し問題になつて、最後になつてだんだん尖鋭化して来ました」と回想している（同右、六三九頁）。
- (3) 昭和二六年開催の座談会上での中村敬之進（内務省図書課長、事件当時）の発言（前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六四八頁）。
- (4) 例えば、機関説事件の前年、昭和九年二月七日の貴族院本会議にて、菊池武夫が中島久万吉商工大臣の尊氏問題の関連で、天皇機関説を批判している（前掲・宮沢『天皇機関説事件』上、七一―七三頁）。
- (5) 五明祐貴「天皇機関説排撃運動の一断面——「小林グループ」を中心に——」（『日本歴史』六四九、二〇〇二年、七三―

八九頁）八〇頁。本稿の第一章第一節も参照。

(6) 本事件の先駆的な実証研究である、前掲・宮沢『天皇機関説事件』上下が、新聞記事を豊富に引用しているが、これは記事を用いて事件の進展を描くもので、記事そのものを研究の対象とするものではない。

(7) 例えば、宮沢俊義は、前掲の座談会において、「新聞は全体として非常にこの機関説排撃運動に反対で、美濃部先生に同情的で、論説などの調子は大体そうのようでしたね。ことに朝日などは……」、「日日新聞に蘇峰が「日日だより」というのを書いています、あれは非常に機関説を排撃する方でしたけれども、そのほかは東日でも論説そのほか見ていると非常に同情的だったように思うのです」と発言し、蘇峰の攻撃を例外としつつ、一般的に新聞は美濃部に好意的だったと認識している（前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六二四頁）。また、新聞社による現在の総括でも、例えば、朝日新聞は「美濃部に同情的ではあったが、国家の最高機関である天皇も憲法の制約を受けるとする美濃部の立憲主義的な解釈を直接、支持することとはなかった」、「朝日をはじめ、新聞がこの問題に及び腰だった」とまとめている（朝日新聞「検証・昭和報道」取材班『新聞と「昭和」』（朝日新聞出版、二〇一〇年）一一九―一二〇頁）。

(8) 小林勇（岩波茂雄の女婿、戦後に岩波書店会長）が、「人々は美濃部に同情し攻撃している連中を憎んでいながら、美濃部のために何もいわない。新聞も積極的に正論を集めようとはしなかった。そして事態の悪化をおおるように見えた」と回想している（小林勇『惜機荘主人——一つの岩波茂雄伝——』（岩波書店、一九六三年）一一一頁）。

(9) 昭和初期の東京有力紙については、『東京日日』、『東京朝日』という大阪系二紙がシェアをのぼし、『報知』、『時事』、『国民』が衰退し、代って『読売』が台頭しはじめたとされる（山本武利『近代日本の新聞読者層』（法政大学出版局、一九八一年）二四四頁）。

(10) 昭和一〇年当時の発行部数は、『東日』が一五万七六八三部、『大毎』が一七二万八〇五三部（いずれも、毎日新聞130年史刊行委員会編『毎日』の3世紀——新聞が見つめた激流130年』別巻（毎日新聞社、二〇〇二年）九七頁。発行部数は元日付け）、『東朝』が九一万三三四二部、『大朝』が八九万七六〇〇部（西部版と合算すると二二〇万五〇〇部）（いずれも、朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史』資料編（朝日新聞社、一九九五年）三二一頁）、『読売』が六六万七七九〇部（読売新聞社編『読売新聞百二十年史』（読売新聞社、一九九四年）六六六頁。発行部数は一月のもの）である。

(11) 天皇機関説事件における右翼メディアについては、佐藤卓己『日本主義ジャーナリズムの曳光弾——『新聞と社会』の軌跡』（竹内洋・佐藤編『日本主義的教養の時代』（柏書房、二〇〇六年）第七章）が詳しい。

- (12) 社会問題資料研究会編『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』（東洋文化社、一九七五年）一五三頁。本書は、玉沢光三郎『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』（司法省刑事局、昭和一五年）の復刻である。玉沢は、昭和一四年度思想特別研究員の検事で、該史料は「当時の檢察方面の見方を知るために非常に役立つ」史料である（前掲・宮沢『天皇機関説事件』上、一七七頁）。玉沢は、同書で、四月の発禁処分まで、八月の第一次国体明徴声明まで、それ以降の三つの時期に区分して叙述している。
- (13) 事件から五年後の検察による総括でも、「当初菊池議員の爲した質疑を見るに、同議員の態度は極めて慎重であり、寧ろ積極性に欠けてゐたかの觀さへ見えた」、「若し文相がその時適当な政治的答弁を爲して置けば、再質問もなく問題は起らなかつたであらうとの説を爲すものさへあつた程で、兎に角問題は未だ急迫したものではなかつた」と、菊池の質問演説の段階では、大きな問題ではなかつたことが示唆されている（前掲・社会問題資料研究会編『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』、一〇二頁）。
- (14) 「官報号外 昭和十年二月十九日 第六十七回帝國議會貴族院議事速記録第十号」。
- (15) 『東朝』昭和一〇年二月一八日付夕刊。『東日』昭和一〇年二月一八日付夕刊。『大朝』昭和一〇年二月一八日付夕刊。『大毎』昭和一〇年二月一八日付夕刊。なお、夕刊の日付について、本論文の注釈では紙面上段の印刷表記ではなく、実際に発刊された日を採用する（発行日は、『東朝』・『大朝』・『大毎』は題号の下に、『東日』・『読売』は一面上部に記されている）。そのため、本論文の夕刊の日付は、各種新聞のデータベースの夕刊の日付より一日早い表記となる。
- (16) 近藤英明『国会のゆくえ』（春陽堂書店、一九五六年）一七四頁。該書は回想録で、著者の近藤は、当時の貴族院の事務方の人間である。なお、松本丞治（貴族院議員、事件当時）も美濃部から演説をすべきか相談を受けたと回想している（前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、五七九頁）。
- (17) 「官報号外 昭和十年二月二十六日 第六十七回帝國議會貴族院議事速記録第十一号」。
- (18) 『東朝』昭和一〇年二月二五日付夕刊。『東日』昭和一〇年二月二五日付夕刊。『読売』昭和一〇年二月二五日付夕刊。『大朝』昭和一〇年二月二五日付夕刊。『大毎』昭和一〇年二月二五日付夕刊。
- (19) 『東日』に注目すると、天皇機関説事件が起きた第六七回帝國議會の内、貴族院本會議の議事が一面のトップになったのは、全三三回中、五回だけである。その内訳は、本格的な論戦が開始された二月二日（第二回）、美濃部が帝人事件における人

- 権蹂躪を指摘する質問を行った一月二三日（第三回）、第一節で言及した菊池らの質問があった二月一日（第一〇回）、美濃部の「一身上の弁明」が行われた二月二五日（第一一回）、国体の本義を明らかにするよう要求した政教刷新の建議案が可決された三月二〇日（第一九回、第三節で後述）である。
- (20) 『大朝』・『大毎』は、菊池の発言に関する見出しはなかった。
- (21) 翌々日の『東朝』朝刊において、菊池の談話として「二十五日の夕刊紙上に出てきた私の弁明は全然反対の意味になつてゐた」との発言を紹介している（再び機関説追究 菊池男近く起たん（『東朝』昭和一〇年二月二七日付朝刊）。なお、この菊池の発言の意味を取り違えた点は、第三章第三節で後述するように、右翼メディアでも批判されることになる。
- (22) 前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六一六頁。
- (23) 美濃部亮吉「苦悶するデモクラシー」（文藝春秋新社、一九五九年）八〇―八一頁。
- (24) この点に関して、松本清張は「貴族院における美濃部の弁明演説は、各新聞とも一面のトップで報道した。重要な論点はいずれも速記で掲げた。ジャーナリズムが軍部と右翼の高圧に無言の抵抗を示したのである」と評価しているが（松本清張『昭和史発掘』6（文藝春秋、一九六八年）二〇〇頁）、毎日系の態度を見れば、この種の指摘が、記事を見かけのみで判断した拙速なものだとわかる。
- (25) 前掲・社会問題資料研究会編『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』、一一五頁。
- (26) 『東朝』昭和一〇年二月二八日付朝刊。『東日』昭和一〇年二月二八日付朝刊。『読売』昭和一〇年二月二八日付朝刊。『大朝』昭和一〇年二月二八日付朝刊。『大毎』昭和一〇年二月二八日付朝刊。
- (27) 前掲・社会問題資料研究会編『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』、一〇一頁。
- (28) 『東朝』・『東日』・『大朝』は紙面で一切触れられず、『大毎』も一段見出しで小さく報じられるにとどまった（『大毎』昭和一〇年二月八日付朝刊）。但し、『読売』のみ例外的に、三段見出しで「美濃部博士の学説 国体と容れず 江藤氏、内相に発禁要求 予算第二分科」と大きく報じている（『読売』昭和一〇年二月八日付朝刊）。
- (29) 抜粋はいずれも、『東日』昭和一〇年二月二八日付朝刊。
- (30) ただし、この野次が原因かはわからないが、芦田はこの時期、議会内で美濃部支持めいた発言をした廉で、私宅が右翼団体の襲撃に遭うことになった（前掲・宮沢『天皇機関説事件』上、一一三頁）。
- (31) 前掲・社会問題資料研究会編『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』、一一五頁。

- (32) 『東朝』・『東日』・『読売』の朝刊は、形式的には一面は広告欄で、記事は二面から始まるが、本文中では、形式的な二面を「一面」と表記する。なお、『大朝』・『大毎』の朝刊は一面から記事が始まるため、本文中の表記と齟齬はない。以下同。
- (33) 『東日』昭和一〇年三月六日付朝刊。
- (34) 『東朝』昭和一〇年三月六日付朝刊。『読売』昭和一〇年三月六日付朝刊。『大朝』昭和一〇年三月六日付朝刊。『大毎』昭和一〇年三月六日付朝刊。
- (35) 「官報号外 昭和十年三月二十一日 第六十七回帝国議会貴族院議事速記録第十九号」。
- (36) 前掲・宮沢「天皇機関説事件」上、一四三―一四四頁。
- (37) 『東日』昭和一〇年三月二〇日付夕刊。『大毎』昭和一〇年三月二〇日付夕刊。『東朝』昭和一〇年三月二〇日付夕刊。『読売』昭和一〇年三月二〇日付夕刊。『大朝』昭和一〇年三月二〇日付夕刊。なお、朝日系二紙は、自社の飛行機が南京を目指して飛行を開始した旨の記事を写真入りで大きく報じたのがトップで、読売は、イギリス外交に関するものがトップだった。
- (38) 実際の議事においても、土方寧の演説は、建議の賛成演説ではあるものの、機関説を法律学の見地から弁護する内容だった(前掲・宮沢「天皇機関説事件」上、一四四―一四五頁)。
- (39) 前掲・社会問題資料研究会編『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』、一六六頁。
- (40) 前掲・社会問題資料研究会編『所謂「天皇機関説」を契機とする国体明徴運動』、一五二―一五三頁。
- (41) 『東朝』昭和一〇年四月九日付夕刊。『大朝』昭和一〇年四月九日付夕刊。
- (42) 『東朝』昭和一〇年四月一〇日付朝刊。『大朝』昭和一〇年四月一〇日付朝刊。『読売』昭和一〇年四月一〇日付朝刊。『東日』昭和一〇年四月一〇日付朝刊。『大毎』昭和一〇年四月一〇日付朝刊。
- (43) 司法処分は同年九月まで持ち越され、結果としては起訴猶予処分となる。その際のいきさつに関しては、前掲・宮沢「天皇機関説事件」上、三〇七―三〇八頁を参照。
- (44) 補足説明が必要なものには、表3中に※印を付している。
- ※1 美濃部や機関説を直接に論じたわけではないが、美濃部の著作発禁に関する社説のため、収録した。社説の内容は、学説の不都合な箇所を明示しない当局を批判したものである。
- ※2 署名は「蘇峰生」である。
- ※3 美濃部や機関説を直接に論じたわけではないが、政教刷新の建議案自体は、機関説事件に密接に関連するため、収録し

た。社説の内容は、後掲注（54）を参照。

※4 翌日の夕刊に訂正が掲載されている（『読売』昭和一〇年四月二日付夕刊）。

- (45) 蘇峰生「日日だより／老書生の陳言」天皇機関説に付て（『東日』昭和一〇年二月二六日付夕刊）。
- (46) 蘇峰生「日日だより／学者の無学」（『東日』昭和一〇年三月二日付夕刊）。
- (47) 蘇峰生「日日だより／翻訳思想と日本思想」（『東日』昭和一〇年三月二〇日付夕刊）。
- (48) 今泉定助「天皇の御本質に就て（上）」（『東朝』昭和一〇年三月九日付朝刊）。
- (49) 今泉定助「天皇の御本質に就て（下）」（『東朝』昭和一〇年三月一日付朝刊）。
- (50) 山崎「今日の角度／憲法問題に関する性質」（『読売』昭和一〇年四月四日付夕刊）。
- (51) 櫻井忠温「一日一題／儼たり統帥権」（『読売』昭和一〇年三月一六日付夕刊）。
- (52) 「社説／美濃部博士の弁明」（『東日』昭和一〇年二月二六日付朝刊）。
- (53) 「互に忠君愛国の心を信ぜよ」（『東朝』昭和一〇年三月二日付朝刊）。
- (54) 『読売』の社説には、該時期には機関説事件を直接に論じ、その是非を論じたものはなかった。機関説事件にかかわるものであれば、貴族院の政教刷新の建議案に触れた社説があったが、その内容は、政府が綱紀肅清を題目に掲げておられず、その態度が政教刷新の建議案を生んだのだとし、政府に何らかの施策を行うよう要求したもので、機関説事件を直接に論じたわけではない（『社説／政教刷新の建議案』（『読売』昭和一〇年三月二二日付朝刊））。
- (55) 三木清「一日一題／政治の過剰」（『読売』昭和一〇年三月一九日付夕刊）。
- (56) 長谷川如是閑「一日一題／学問と人格」（『読売』昭和一〇年三月六日付夕刊）。
- (57) 土井晚翠「神聖の沈黙」（『東朝』昭和一〇年三月二日付朝刊）。
- (58) 宮澤俊義「美濃部達吉論」三月の論壇（一）（『東朝』昭和一〇年三月五日付朝刊）。
- (59) 前掲・宮沢「天皇機関説事件」上、一〇八一—〇九頁。
- (60) 室伏高信「一日一題／時代と学説」（『読売』昭和一〇年三月一八日付夕刊）。
- (61) 室伏高信「一日一題／無血の変革」（『読売』昭和一〇年四月一日付夕刊）。
- (62) 前掲・三木「一日一題／政治の過剰」。
- (63) 前掲・宮沢「天皇機関説事件」下、六二—四頁。

- (64) 前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六二四頁。
- (65) 前掲・宮沢『天皇機関説事件』上、一〇九頁。
- (66) 前掲・小林『惜樸莊主人——一つの岩波茂雄伝——』、一八一頁。
- (67) 前掲・小林『惜樸莊主人——一つの岩波茂雄伝——』、一八二—一八三頁。
- (68) 伊藤隆『昭和初期政治史研究』（東京大学出版会、一九六九年）四四四—四四六頁。
- (69) 前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六二四頁。
- (70) 前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六二八頁。
- (71) 「今日の問題」欄において、明治天皇の御製「器にはしたがひながらいはがねも とほすは水の ちからなりけり」を「器には従ひながら巖をも徹すは水の力なりけり」と誤記した（内務省警保局保安課『特高月報』昭和一〇年四月分、附二頁）。同コラムは、満洲国皇帝が訪日し、明治神宮に参拝したことを、三国干渉や日露戦争に触れつつ、「今日の盛儀が故なくしては来らざることを、日本国民のみよくこれを熟知す」と祝う内容である（「今日の問題」（『東朝』昭和一〇年四月七日夕刊）。なお、夕刊の日付について、注（15）で説明したように、本稿では、注釈の夕刊の発行日を実際に発刊された日付としているため、『特高月報』から引用した本文の日付と齟齬がある。
- (72) 前掲・内務省警保局保安課『特高月報』昭和一〇年四月分、附三頁。
- (73) 前掲・内務省警保局保安課『特高月報』昭和一〇年四月分、附一頁。
- (74) 前掲・内務省警保局保安課『特高月報』昭和一〇年四月分、附二頁。
- (75) 前掲・読売新聞社編『読売新聞百二十年史』、一三五頁。『読売』昭和一〇年二月二日付夕刊。この夕刊によると、犯人は、帝人事件における人権蹂躪問題に関する美濃部の憲法論を、『読売』が各新聞社と共に掲載したことも犯行の一因としていえる。
- (76) 前掲・読売新聞社編『読売新聞百二十年史』、一三五—一三六頁。
- (77) 宅野とその活動については、佐藤卓己「キャッスル事件をめぐる「怪情報」ネットワーク」（猪木武徳編『戦間期日本の社会集団とネットワーク——デモクラシーと中間団体』（N T T出版、二〇〇八年）第五章）が詳しい。佐藤によると、宅野は右翼方面の情報屋で、キャッスル事件の黒幕とも称された。
- (78) 宅野田夫「天に唾はくもの」（『新聞と社会』昭和一〇年三月号、六一—一三頁）八頁。以下、『新聞と社会』は、復刻である、

雑誌『新聞と社会』復刻版、第五卷（佐藤卓己編・解説、柏書房、二〇〇六年）を利用する。

(79) 特報課は、『東日』と『大毎』に、昭和九年二月二四日付で「随時最高幹部の特命を承けて其事務を処理するものとす」との職制で編輯局内に設置された。『現代新聞批判』は、特報課の新設について、「新聞紙に現はれる以上により突込んだ材料を蒐集し、新聞人の知識の糧として供給することになった」と解説しており、「突込んだ」情報を扱う部署とされていたことがわかる（大毎東日に特報課新設 最高幹部の特命で動く）（『現代新聞批判』第二八号、昭和一〇年一月一日、六頁）。

『現代新聞批判』は、復刻版『現代新聞批判』第二卷（不二出版、一九九五年）を利用した。

(80) 新聞研究所『日本新聞年鑑』昭和一二年版、第三篇一一〇頁。『日本新聞年鑑』は、復刻である、『日本新聞年鑑』第一四卷（日本図書センター、一九八六年）を利用した。昭和一〇年当時の『東日』組織図については、前掲・毎日新聞130年史刊行委員会編『毎日』の3世紀——新聞が見つめた激流130年』別巻、二九七頁を参照。

(81) 『東日』昭和一〇年二月一四日付朝刊。

(82) 『東日』昭和一〇年三月一〇日付朝刊。『読売』昭和一〇年三月二一日付朝刊。

(83) 昭和一〇年中に『東日』と『読売』に掲載された、五段抜き of 巨大な政治広告は、上述のものを除くと、以下の通りである。①「歳出予算三十億円を指すべし」が『東日』昭和一〇年一月一八日付朝刊と『読売』昭和一〇年一月二一日付朝刊に掲載。②「政治家の一大事閉却」が『東日』昭和一〇年二月二日付朝刊と『読売』昭和一〇年二月二五日付朝刊に掲載。③「大義名分に暗き者は誰ぞ」が『東日』昭和一〇年三月二九日付朝刊に掲載。④「我が国体と自由主義者」が『東日』昭和一〇年五月四日付朝刊と『読売』昭和一〇年五月六日付朝刊に掲載。⑤「新世界の始めⅡ旧世界の終り」が『東日』昭和一〇年六月六日付朝刊と『読売』昭和一〇年六月三日付朝刊に掲載。⑥「我が財政上の生命線」が『東日』昭和一〇年九月一〇日付朝刊と『読売』昭和一〇年九月九日付朝刊に掲載。⑦「非常事態解消の道」が『東日』昭和一〇年九月一〇日付朝刊に掲載。⑧「大学生と其父母に告ぐ」が『東日』昭和一〇年一月一六日付朝刊に掲載。⑨「廣田外交を憂ふ」が『東日』昭和一〇年一月一五日付朝刊に掲載。⑩「支那民衆に告ぐ」が『東日』昭和一〇年二月一八日付朝刊と『読売』昭和一〇年二月一六日付朝刊に掲載。これらの政治広告が『東朝』に掲載されることはなかった。なお、広告主はいずれも紫雲社である。

(84) 前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六三一—六三二頁。

(85) 前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六三二頁。

- (86) 前掲・宮沢『天皇機関説事件』下、六三二頁。
- (87) 朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史』大正・昭和戦前編（朝日新聞社、一九九一年）四〇九頁。
- (88) 前掲・朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史』大正・昭和戦前編、四〇九―四一頁。
- (89) 政治広告の掲載がなかった『東朝』が、機関説排撃的な広告を全く掲載していなかったわけではない。排撃論の立場に立った書籍である伊東祐郎編『天皇機関説の撲滅戦』の広告（『東朝』昭和一〇年四月二四日付朝刊）や、「機関説礼弾緊急大会」開催の広告（『東朝』昭和一〇年三月二日付朝刊）などの掲載はあった。
- (90) 前掲・宅野「天に唾はくもの」、七―八頁。
- (91) 前掲・宅野「天に唾はくもの」、八一―一頁。
- (92) 『東朝』昭和一〇年二月二五日付夕刊。
- (93) 宅野田夫「天神様の神罰」（『新聞と社会』昭和一〇年四月号、六一―三頁）。
- (94) 社説の内容は、前掲注（54）を参照。
- (95) 機関説問題と新聞を主題に論じたものに限っても、五月号には、黒澤義盟「機関説紛争と言論機関 プルジョア・ヂャーナリズムへの断案」（『新聞と社会』昭和一〇年五月号、二二―二五頁）、無署名「支離滅裂 美濃部問題をめぐる流行新聞の報道戦―朝に、夕べに、グラツキ通し」（同右、二九―三一頁）が掲載された。続く六月号にも、高杉生「小粒言論」の威力（『新聞と社会』昭和一〇年六月号、五頁）、宅野田夫「公器に非ざる新聞匪」（同右、六一―五頁）、無署名「自由主義の総本山 大阪朝日の遠吠え 大新聞の「瘦犬」ぶりを憐れむ」（同右、四六―四七頁）などが掲載された。
- (96) 久木獨石馬「美濃部博士と新聞」（『日本及日本人』昭和一〇年四月号、九一―九二頁）。

〔付記〕

本稿は、二〇二〇年度研究のすゝめ奨学金による研究成果の一部である。

松木 大輔（まつき だいすけ）

所属 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程一年

専攻領域 近代日本政治史

主要著作 「『非常時』下の新聞連載4コマ漫画が描く世相」『政治学研究』第六二号（二〇二〇年）